

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月7日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月22日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和6年1月22日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 764,500円
- 2 損害賠償の相手方 伊丹産業株式会社 亀岡支店

3 事故の概要

令和5年10月23日午前11時14分頃、亀岡市大井町並河3丁目地内の市道下長西台9号線を運送車が走行中、道路側溝に敷設されているグレーチングが跳ね上がり、車両の燃料タンク及びマフラーが損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 764,500円
- 2 損害賠償の相手方 伊丹産業株式会社 亀岡支店

3 事故の概要

令和5年10月23日午前11時14分頃、亀岡市大井町並河3丁目地内の市道下長西台9号線を運送車が走行中、道路側溝に敷設されているグレーチングが跳ね上がり、車両の燃料タンク及びマフラーが損傷した。